

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1487号)

平成29年12月22日

横情審答申第1487号

平成29年12月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年12月14日道管第1166号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「市内18区でのバス停に対する道路占用許可書及びバス停前での道路舗装のたわみ等についてのバス事業者の復旧責任について規定されている文書。道路局管理課占用担当に開示を求める。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市内18区でのバス停に対する道路占用許可書及びバス停前での道路舗装のたわみ等についてのバス事業者の復旧責任について規定されている文書。道路局管理課占用担当に開示を求める。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「市内18区でのバス停に対する道路占用許可書（以下「文書1」という。）及びバス停前での道路舗装のたわみ等についてのバス事業者の復旧責任について規定されている文書（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件審査請求文書」という。）。道路局管理課占用担当に開示を求める。」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年11月7日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) バス停は、道路の一定の場所にバスが停車し乗降をする場所であり、道路法（昭和27年法律第180号）上、占用物件の設置とならないため、道路占用許可書は存在しない。

バス停の場所を示すバス停留所標識については、道路上に標識という物件を設置することになるため、道路占用許可を得て設置する占用物件に該当する。横浜市では、横浜市土木事務所長委任規則（昭和43年9月横浜市規則第79号。以下「委任規則」という。）により、土木事務所がバス停留所標識の道路占用許可を行っており、道路局道路部管理課（以下「管理課」という。）の所管する事務ではない。

したがって、文書1は、管理課において、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

- (2) バス停前での道路舗装のたわみ等の復旧については、バスが停止する場所としてのバス停は占有によるものではないこと、また、道路舗装のたわみ等は、みだりに

損傷、汚損する行為によって発生するものではないことから、管理課の所管する事務ではない。したがって、文書2は、管理課において、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 市内18区には、市営バス及び民鉄バスが運行しており、営利事業として公道にバス停がある以上、占用契約がないのはおかしいと思われる。

5 審査会の判断

- (1) 道路占用許可及び道路舗装のたわみ等の復旧に係る事務について

道路に一定の工作物、物件及び施設（以下「工作物等」という。）を設け、継続して道路を使用する場合には、道路占用許可を受ける必要がある。道路を占有できる工作物等は、道路法第32条第1項及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条で列挙されており、それらの工作物等のために道路を占有する場合には道路管理者の許可を受けなければならないこととされている。

横浜市において道路占用許可事務は、委任規則第1号により、一部を除き土木事務所長に委任されており、土木事務所で道路占用の許可を行っている。

一般的な道路使用に伴う道路のたわみ等については、道路法第42条第1項において「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。」と規定されており、道路管理者が道路修繕を行うこととなる。また、道路法第43条で道路に関する禁止行為として規定する「みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。」に該当する行為をした者には、道路法第71条第4項に基づき、道路管理者から命じられた道路監理員は、道路を原状に回復することを命ずることができる。

- (2) 本件審査請求文書について

ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書のうち文書1は、管理課が保有する市内18区のバスが一時的に停車する場所としてのバス停留所（以下「バス停留場所」という。）の道路占用許可書又はバス停留所標識及びバス停留所上屋（以下「標識等」という。）の道路占用許可書であると解される。なお、実施機関は、文書1に

バス停留所上屋の道路占用許可書を含めていないが、バス停に係る工作物等としては、バス停留所標識のみではなく、バス停留所上屋についても含まれると一般に想定されることから、文書1についてバス停留所上屋も含めて以下検討する。文書2は、管理課が保有するバスが停車することにより発生したバス停留場所の道路舗装のたわみ等についてのバス事業者の復旧責任について規定されている文書であると解される。

イ 実施機関は、本件審査請求文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で平成29年10月27日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件審査請求文書のうち文書1について、バス停留場所は、道路に一定の工作物等を設置し、継続して道路を使用するものではないため、道路占用許可を受ける必要はなく、バス停留場所に対する道路占用許可書は存在しない。また、バス停留場所について、審査請求人の主張する占用契約という形での手続は行っていない。

(イ) 標識等を設置する場合は、標識等の道路占用許可を受ける必要がある。横浜市では、土木事務所が標識等の道路占用許可を行っているため、標識等の道路占用許可書は、土木事務所が保有している。実施機関では、審査請求人に対して、開示請求書の記載内容の補正を行った面談の際に、標識等の道路占用許可書は管理課では保有していないが、標識等の道路占用許可事務の所管である土木事務所であれば保有しており、開示することができる旨を説明している。

(ウ) 本件審査請求文書のうち文書2については、道路舗装のたわみ等が発生し、一般交通に支障を及ぼす場合には、道路法第42条に基づき道路管理者が復旧工事を行っており、バス事業者等に復旧を命ずることはないことから、作成する必要がなく存在していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 実施機関の説明によると、文書1について、バス停留場所は道路占用許可を受ける必要がないため、バス停留場所の道路占用許可書は存在しないとのことであった。また、標識等を設置する場合には、道路占用許可を受ける必要があり、標

識等の道路占用許可書は土木事務所が保有しているとのことであった。

(イ) バス停留場所について、バスが道路上に停車することは、一般交通の用に供され、その効果として一般の自由な交通が認められている道路の本来の用法に従うものである。一方、道路の占用は、一般交通以外の用に供する目的で道路に工作物等を設け、継続して道路を使用することをいう。よって、バス停留場所は、道路の本来の用法に従いバスが停車する場所であり、また、工作物等ではないため、道路占用許可を受ける必要はないと考えられる。したがって、バス停留場所の道路占用許可書は、存在しないという実施機関の説明に不自然な点はない。

(ウ) 標識等は、工作物等を道路に設置することとなるため、道路占用許可を受ける必要があると考えられる。標識等の道路占用許可に係る事務の所管について、当審査会において委任規則を確認したところ、委任規則では「地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、横浜市土木事務所長に委任する。」とされており、その第1号において、道路法第32条第1項の規定による道路の占用の許可を与える事務が、一部の例外を除き、土木事務所長に委任する事務として挙げられており、土木事務所長に委任しない工作物等に標識等は含まれていないことが確認できた。また、横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)では他の部及び土木事務所の主管に属するものを除く道路の占用に関することは管理課が所管することとされていた。

以上のとおり、標識等の道路占用許可事務は、土木事務所の所管する事務である。

(エ) したがって、管理課では、文書1を作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明に不自然な点はない。

(オ) 文書2については、一般的な使用による道路舗装のたわみ等は、道路法第42条第1項の規定により道路管理者が修繕を行うものであり、バス事業者の復旧責任について規定する必要はない。したがって、文書2を作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は首肯できる。

ウ 以上のことから、審査請求人が求める文書1及び文書2については、作成し、又は取得しておらず、保有していないという実施機関の説明は、是認できる。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 12 月 14 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 28 年 12 月 20 日 (第 298 回第一部会) 平成 28 年 12 月 22 日 (第 205 回第三部会) 平成 29 年 1 月 17 日 (第 306 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 29 年 10 月 13 日 (第 323 回第二部会)	・ 審議
平成 29 年 10 月 27 日 (第 324 回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成 29 年 11 月 7 日 (第 325 回第二部会)	・ 審議
平成 29 年 11 月 24 日 (第 326 回第二部会)	・ 審議